

成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用に当たり、審判費用又は後見等報酬を負担することが困難な者に対し三朝町が交付する成年後見制度利用支援助成金（以下「助成金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見人等 成年後見人、保佐人及び補助人をいう。
- (2) 成年被後見人等 成年被後見人、被保佐人又は被補助人をいう。
- (3) 審判費用 家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項に規定する審判費用（鑑定費用を含む。）をいう。
- (4) 後見等報酬 民法（明治29年法律第89号）第862条（同法第876条の5第2項又は第876条の10第1項において準用する場合を含む。）の規定により成年後見人等に対して与えられる報酬をいう。
- (5) 審判請求 成年被後見人等に係る民法第7条、第11条及び第15条第1項本文に規定する請求をいう。
- (6) 申立人 審判請求を行う者（検察官である者を除く。）をいう。
- (7) 預貯金等の額 本人が有する預貯金、現金及び有価証券等の合計額をいう。

(対象者)

第3条 審判費用の助成の対象者は、次の各号のいずれにも該当する成年被後見人等に係る申立人で、他に審判費用を負担する者がいないものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 町内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本町の住民基本台帳に記載されている者
 - イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条に規定する住所地特例対象施設（町外に所在するものに限る。）に入所又は入居している本町の被保険者
 - ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第19条第3項に規定する特定施設に入所している本町の支給決定対象者
 - エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第3項の規定により、鳥取県知事が保護を行う者（本町に居住地又は現在地を有する者として保護を行う者に限る。）
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
 - イ 次に掲げる要件を全て満たす者
 - (ア) 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員が町民税非課税であること。

(イ) 審判請求があった日の属する年の前年の本人の収入の額が80万円以下であること。

(ウ) 審判費用を負担することにより、預貯金等の額が30万円を下回ること。

(エ) 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。

ウ その他審判費用を負担することが困難であると町長が認める者

2 前項の規定は、後見等報酬の助成の対象者について準用する。この場合において、同項中「審判費用」とあるのは「後見等報酬」と、「成年被後見人等に係る申立人」とあるのは「成年被後見人等（成年後見人等が当該成年被後見人等の配偶者又は4親等内の親族である者を除く。）」と、「審判請求があった日」とあるのは「審判が確定した日」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、成年被後見人等が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象外とする。

(1) 介護保険法第13条に規定する住所地特例対象施設（町内に所在するものに限る。）

に入所又は入居している他市町村の被保険者

(2) 生活保護法第19条第3項の規定により、都道府県知事又は他市町村長が保護を行う者（本町に居住地又は現在地を有する者として鳥取県知事が保護を行う者を除く。）

(助成金の額)

第4条 審判費用に係る助成金の額は、次に掲げる費用の合計額とし、予算の範囲内で交付する。

(1) 申立手数料

(2) 登記手数料

(3) 郵便料

(4) 診断書料

(5) 鑑定費用

2 後見等報酬に係る助成金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付する。

(1) 本人が有する預貯金等の額が30万円以下の場合 家庭裁判所が決定した報酬額

(2) 本人が有する預貯金等の額が30万円を超える場合 30万円から本人が有する預貯金等の額と家庭裁判所が決定した報酬の差額を減じた額

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、三朝町成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（審判費用）（様式第1号）又は三朝町成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（後見等報酬）（様式第1号の2）により、町長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、審判が確定した日の翌日から起算して60日以内に行わなければならない。

(手続の委任)

第6条 成年被後見人等は、助成金について、その交付手続の一切を成年後見人等に委任することができる。

(助成金の交付又は却下の決定等)

第7条 町長は、第5条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査して、助成の可否を決定し、三朝町成年後見制度利用支援事業助成金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定により助成の交付決定を受けた申請者は、三朝町成年後見制度利用支援事業助成金支払請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(成年後見人等の報告義務)

第9条 第7条の規定により決定を受けた成年後見人等は、本人の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに町長に報告しなければならない。

(助成の中止等)

第10条 町長は、当該者の資産状況若しくは生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき、若しくは著しく変化したときは、助成を中止又は助成の金額を増減し、三朝町成年後見制度利用支援事業助成中止(変更)通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月10日から施行し、同月1日以後に請求があった審判請求に係る審判費用及び同日以後に行われた業務に対する後見等報酬から適用する。

様式第1号（第5条関係）

三朝町成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（審判費用）

年 月 日

三朝町長 様

申請者 住所
 (申立人) 氏名 ⑩
 電話
 本人との関係 ()

三朝町成年後見制度利用支援事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり助成金を申請します。なお、受給資格認定に当たり、本人（成年被後見人等）及び世帯員の資産の状況等を関係機関において調査・確認することに同意します。

記

成年被後見人等	住所			
	ふりがな 氏名		電話番号	
	性別	男・女	生年月日	年 月 日
成年後見人等	住所			
	ふりがな 氏名		電話番号	
申請資格	<input type="checkbox"/> 生活保護受給者 <input type="checkbox"/> 生活保護受給者に準ずる者（要綱第3条第1項第2号イ又はウに該当する者）			
成年後見人等の類型	<input type="checkbox"/> 成年後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助			
交付申請額	円	内訳	申立手数料	円
			登記手数料	円
			郵便料	円
			診断書料	円
			鑑定費用	円

添付書類

- (1) 後見等の開始の事実が確認できる書類
- (2) 対象者の財産状況が確認できる書類（家庭裁判所に提出した財産目録の写し預金通帳の写し、有価証券の写し、年金振込通知書の写し等）
- (3) 支出証拠書類（領収書、切手返還書、精神鑑定費用保管金受領書等）
- (4) その他

様式第1号の2（第5条関係）

三朝町成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（後見等報酬）

年 月 日

三朝町長 様

申請者 住所

氏名 ⑩

三朝町成年後見制度利用支援事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり助成金を申請します。なお、受給資格認定に当たり、本人（成年被後見人等）及び世帯員の資産の状況等を関係機関において調査・確認することに同意します。

記

成年被後見人等	住所			
	ふりがな 氏名		電話番号	
	性別	男・女	生年月日	年 月 日
成年後見人等	住所			
	ふりがな 氏名		電話番号	
申請資格	<input type="checkbox"/> 生活保護受給者 <input type="checkbox"/> 生活保護受給者に準ずる者（要綱第3条第1項第2号イ又はウに該当する者）			
成年後見人等の類型	<input type="checkbox"/> 成年後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助			
交付申請額	円	報酬付与の 対象期間	年 月 日から 年 月 日まで	

添付書類

- (1) 後見等の開始の事実が確認できる書類
- (2) 報酬付与の審判決定書の写し
- (3) 対象者の財産状況が確認できる書類（家庭裁判所に提出した財産目録の写し、預金通の写し、有価証券の写し、年金振込通知書の写し等）
- (4) その他

第 号
年 月 日

様

三朝町長 ⑩

三朝町成年後見制度利用支援事業助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった標記の助成金について、下記のとおり（交付・却下）することに決定したので、三朝町成年後見制度利用支援事業実施要綱第7条の規定により通知します。

記

1 助成決定

成年被後見人等	住 所	
	氏 名	
成年後見人等	住 所	
	氏 名	
助成の種類	審判費用 ・ 後見等報酬	
決定内容	全部支給 ・ 一部支給	
交付決定額	円	

2 却下

理 由	
-----	--

様式第3号（第8条関係）

三朝町成年後見制度利用支援事業助成金支払請求書

年 月 日

三朝町長 様

請求者 住所

氏名 ㊟

年 月 日付 第 号による交付決定に係る助成金の支払について、三朝町成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行・農協・信金							
支店等名	支店・本店・出張所・支所							
預金種類	普通・当座	口座番号						
(フリガナ)								
口座名義								

様

三朝町長 ㊟

三朝町成年後見制度利用支援事業助成中止（変更）通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の助成金について、下記のとおり（中止・変更）することに決定したので、三朝町成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条の規定により通知します。

記

1. 成年被後見人等及び成年後見人等

成年被後見人等	住 所	
	氏 名	
成年後見人等	住 所	
	氏 名	

2. 助成の中止

中 止 理 由	
中 止 年 月 日	年 月 日

3. 助成の変更

変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
変 更 年 月 日	年 月 日	